
令和 7 年大和町議会 3 月定例会議会議録

令和 7 年 3 月 1 8 日（火曜日）

応招議員（16 名）

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑠 津 君	1 0 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	1 1 番	渡 辺 良 雄 君
4 番	平 渡 亮 君	1 2 番	槻 田 雅 之 君
5 番	櫻 井 勝 君	1 3 番	堀 籠 日出子 君
6 番	森 秀 樹 君	1 4 番	大須賀 啓 君
7 番	佐々木 久 夫 君	1 5 番	児 玉 金兵衛 君
8 番	犬 飼 克 子 君	1 6 番	今 野 善 行 君

出席議員（１６名）

１番	本 田 昭 彦 君	９番	馬 場 良 勝 君
２番	佐 野 瑠 津 君	１０番	今 野 信 一 君
３番	宮 澤 光 安 君	１１番	渡 辺 良 雄 君
４番	平 渡 亮 君	１２番	槻 田 雅 之 君
５番	櫻 井 勝 君	１３番	堀 籠 日出子 君
６番	森 秀 樹 君	１４番	大須賀 啓 君
７番	佐々木 久 夫 君	１５番	児 玉 金兵衛 君
８番	犬 飼 克 子 君	１６番	今 野 善 行 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	福 祉 課 長	早 坂 基 君
副 町 長	千 葉 喜 一 君	健康推進課長	大 友 徹 君
教 育 長	八 卷 利栄子 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	商工観光課長	蜂 谷 祐 士 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	商 工 観 光 課 企 業 立 地 推 進 室 長	星 正 己 君
総 務 課 危機対策室長	甚 野 敬 司 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長	村 田 充 穂 君	教育総務課長	青 木 朋 君
税 務 課 徴収対策室長	阿 部 友 紀 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町民生活課長	吉 川 裕 幸 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
子 ども 家 庭 課 長	小 野 政 則 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長	相 澤 敏 晴
主 任	櫻 井 郁 也	主 事	佐 藤 み な み

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後 3 時 5 8 分 開 議

議 長 （今野善行君）

お疲れさまです。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 （今野善行君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9 番馬場良勝君、10 番今野信一君を指名します。

日程第 2 「委員長報告」

議 長 （今野善行君）

日程第 2、委員長報告を行います。

本定例会議において予算特別委員会が設置され、これに付託の上、令和 7 年度各種会計予算が審査されたところであります。

ここで、予算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長槻田雅之君。

予算特別委員会委員長 （槻田雅之君）

報告いたします。

今定例会議において、去る 3 月 5 日、本予算特別委員会に審査を付託されました令和 7 年度一般会計予算並びに 8 つの各種特別会計予算、下水道及び水道事業会計予算につきましては、本委員会において各委員からの熱意あふれる質疑が展開され、町長、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁により慎重に審査された結果、原案のとおり決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

議 長 （今野善行君）

ただいま、予算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、予算の審議においては、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、予算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行います。

日程第3「議案第34号 令和7年度大和町一般会計予算」

議長（今野善行君）

日程第3、議案第34号 令和7年度大和町一般会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第35号 令和7年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

議長（今野善行君）

日程第4、議案第35号 令和7年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第 3 6 号 令和 7 年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

議 長 （今野善行君）

日程第 5、議案第 36 号 令和 7 年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 36 号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第 3 7 号 令和 7 年度大和町宮床財産区特別会計予算」

議 長 （今野善行君）

日程第 6、議案第 37 号 令和 7 年度大和町宮床財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 37 号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議案第 3 8 号 令和 7 年度大和町吉田財産区特別会計予算」

議 長 （今野善行君）

日程第 7、議案第 38 号 令和 7 年度大和町吉田財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第39号 令和7年度大和町落合財産区特別会計予算」

議長（今野善行君）

日程第8、議案第39号 令和7年度大和町落合財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第40号 令和7年度大和町奨学事業特別会計予算」

議長（今野善行君）

日程第9、議案第40号 令和7年度大和町奨学事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第41号 令和7年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

議長（今野善行君）

日程第10、議案第41号 令和7年度大和町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第42号 令和7年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算」

議長（今野善行君）

日程第11、議案第42号 令和7年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第43号 令和7年度大和町下水道事業会計予算」

議 長 （今野善行君）

日程第12、議案第43号 令和7年度大和町下水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第44号 令和7年度大和町水道事業会計予算」

議 長 （今野善行君）

日程第13、議案第44号 令和7年度大和町水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

本予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本予算は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第45号 町道路線の廃止について」

議 長 （今野善行君）

日程第14、議案第45号 町道路線の廃止についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、よろしくお願いいたします。

議案書は89ページをお願いいたします。

議案第45号、町道路線の廃止についてでございます。

下記路線の町道を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、整理番号1番、路線名は町道杜の丘三丁目16号線でございます。起点は大和町杜の丘三丁目56番地、終点は大和町杜の丘三丁目57番地でございます。

説明につきましては、議案第45号関係資料により、ご説明をさせていただきます。

資料1ページをお願いいたします。

今回廃止認定をお願いいたします路線は、図面記載の青色部分の路線でございます。当該路線は、大和町杜の丘北部土地区画整理事業により整備されました路線と接続をいたしますことから、既存路線を廃止いたしまして、次の議案第46号におきまして、改めて1路線として認定をお願いをするものでございます。

次に、図面左側の表は、廃止路線の調書でございます。町道名は杜の丘三丁目16号線、起点・終点は記載のとおりでございます。路線延長は35.0メートル、幅員は18.8メートルから26.6メートルでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で、議案第45号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第46号 町道路線の認定について」

議 長 （今野善行君）

日程第15、議案第46号 町道路線の認定についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして議案書90ページをお願いいたします。

議案第46号、町道の認定についてでございます。

下記路線の町道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記としまして、整理番号1番、路線名、しあわせの杜1号線でございます。起点は大和町杜の丘三丁目56番地、終点は大和町しあわせの杜7番地の1でございます。以下、整理番号2から議案書91ページの整理番号17番までの17路線につきまして、新たに認定をお願いをするものでございます。

説明につきましては、議案第46号関係資料により、ご説明をさせていただきます。

資料1ページをお願いいたします。

こちらの図面は、大和町杜の丘北部土地区画整理事業により整備をされました路線と、先ほどの議案第45号でご説明させていただきました路線を含めました17路線を整理番号に合わせましてお示しをしたものでございます。図面の右上及び左下に記載の表は、認定をお願いいたします路線の起点・終点の位置と、路線延長及び幅員を記載しました調書を番号順にお示しをしたものでございます。

説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で、議案第46号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。9番馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

1点だけ確認をさせていただきたいんですが、この路線を除雪する場合というのは、最初の大きい道路だけが対象になるという理解でよろしいか、お尋ねをします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

馬場議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この路線につきましては、今現在他の町道と同じでございますが、認定後については、除雪のエリアという形になってくるかと思います。今現状は、まだエリアという正式なものではないんですが、お住まいになっている部分として広い部分を今やっではございますが、今の段階では、エリア相当という形で考えておるものでございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

馬場良勝君。

9 番 （馬場良勝君）

エリアというのは、ここ全部が入る、この赤い線が全部入るという理解でいいのか。私は、1番の、入って入り口が坂になっていますよね。あそこをメインに要は除雪をしなければいけないのかなと思いますけれども、その辺全部をやるという理解でいいのか、この入り口のところをメインにやるのかという、結構広いですね。その辺、ちょっといま一度。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

馬場議員の再質問にお答えをさせていただきます。

除雪の路線につきましては、町道認定路線については、原則として除雪を行うという形で今現状なっておりますので、住宅等、張りついた状況の中で、そのエリアという形で除雪を実施していく路線という形で考えている現状ではおりますので、よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更に
ついて）」

議 長 （今野善行君）

日程第16、報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）
を議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、議案書1ページをお願いをいたします。

報告第4号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について別紙のと
おり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

2ページをお願いをいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されました町長
の専決処分事項につきまして、次のとおり専決処分いたしましたものでございます。

記としまして、1、件名及び契約名でございます。令和6年大和町議会3月定例会
におきまして、議案第29号により議決をいただきました令和5年度道路改良工事（町
道舞野下草線その2）でございます。

2、金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額は3,927万円、変更
後の契約金額は4,096万1,800円、契約金額の増額は169万1,800円でございます。

3、変更の理由でございます。本工事は、下草大橋前後の道路改良工事ございま

して、当初計画をしておりました路床改良工に先立ちまして、路床試料を採取し、セメント配合試験を行いました結果、100平米当たりのセメント添加量が2.51トンから3.09トンへ0.58トン増に、また、現場発生土を他の町発注工事で利用することとしまして運搬距離を計上しておりましたが、当初見込んでおりました搬出先の受入れ限度量を超えたことなどから、一部を吉岡西部土地区画整理事業地内への搬出としたことにより、運搬距離が変更となったものでございます。

専決処分の日は、令和7年2月28日でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で、報告第4号の報告を終わります。

日程第17「議案第47号 令和7年度大和町一般会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第17、議案第47号 令和7年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

あわせまして、別冊の令和7年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）につきましても、ご準備をお願いいたします。

議案第47号、令和7年度大和町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ330万4,000円を追加いたしまして、予算の総額を139億9,330万4,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。21款1項1目繰越金につきましては1節繰越金で、財源調整といたしまして330万4,000円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長（大友 徹君）

続きまして、歳出のご説明です。

今回の補正は、予防接種法の改正により、高齢者に対します带状疱疹ワクチンの予防接種を定期接種として実施することとされましたことから、関連する補正の予算をお願いするものでございます。

带状疱疹ワクチンの予防接種につきましては、今年度から近隣3市町村と内容を統一した任意予防接種に対する費用助成を実施しておりますけれども、年末の国の定期接種の方針決定を受けまして、年明け以降、近隣を含めた4市町村間で現行の助成事業について切分け、あるいは取扱いの細部を協議いたしておりまして、先月2月中旬に開催されました黒川医師会理事会において定期接種の実施についてご承認をいただいたものであります。

定期接種化に向けましては、黒川4市町村及び黒川医師会と段階的に調整、協議を行う必要がございましたので時間を要しまして、当初予算での計上ではなく、この4月から実施するタイミングでもありましたので、今回予算の補正となったものでございます。

それでは初めに、経過及び定期接種の内容についてご説明いたしますので、健康推進課から提出しております議案説明資料、議案第47号関係をご覧くださいますようお願いをいたします。

带状疱疹ワクチンの定期接種化についてご説明をいたします。

説明資料1ページ目をお願いいたします。

1、経過でございますが、現在薬事承認を受けております2つの带状疱疹ワクチンにつきまして、これまで国の厚生科学審議会の分科会において、その有効性や安全性等の評価が継続的に審議されておりましたが、令和6年12月開催の厚生労働省予防接種基本方針部会において、带状疱疹ワクチンの定期接種化、基本的な方針が了承され、その後、令和7年1月29日に開催されました分科会において、带状疱疹を予防接種法上のB類疾病に位置づけることが了承され、令和7年4月1日から定期接種として実施することが決定されたものであります。

3、対象者につきましてですが、定期接種は、当該年度に65歳になる方が基本となるものであります。そのほか免疫機能障害により、日常生活に支障を来している60歳

から65歳未満の方も対象となるものであります。

また、令和7年度から令和11年度までの5年間は、経過措置といたしまして、70歳から5歳刻みの節目の年齢に該当する方も定期接種の対象となるものであります。

4、使用ワクチンにつきまして、現在承認を受けております2種類のワクチン、いずれも定期接種で使用するワクチンとなるものであります。

5、後予防接種の対象から除かれる方についてであります。任意に予防接種を受けている場合も含めまして、過去に带状疱疹ワクチンの予防接種を一度受けている場合は、定期接種の対象外となるものであります。町では、今年度から50歳以上の方を対象に、带状疱疹ワクチンの接種費用に対する助成を実施しております。町の助成事業に申請があった方については、申請履歴を管理しておりますので、履歴がある方については、定期接種の対象年齢であっても該当となる予診票を送付しないこととなるものであります。

また、予防接種を受ける際には問診を行いますので、(2)から(5)の事項に該当する場合は、接種を受けることができないこととなるものであります。

6、その他の事項につきまして、過去に带状疱疹に罹患したことがある場合でも定期接種の対象となるものであります。また、定期接種が開始されるこの4月前に、不活化ワクチンの1回目の接種を任意で受けている方が、4月以降、定期接種の対象となる場合もケースとして想定されますが、その2回目の接種については、定期接種として扱うというものになります。

2ページ目をお願いいたします。

7、定期接種事業についてでございますが、初めに自己負担額につきまして、定期接種として実施する予防接種の場合、医師会との委託契約により、接種費用の単価を定めることとなりますので、定期接種を受ける場合、その契約単価からワクチンに応じた町助成分の金額と100円未満の端数を差し引いた金額を医療機関窓口でご負担いただくことになるものであります。生活保護受給者の場合については、他の定期接種の場合と同様に自己負担なく無料で接種できるものでございます。国から带状疱疹ワクチンの標準的な接種費用が示されておりますが、その接種費用で自己負担額を試算いたしますと、生ワクチンの場合は自己負担額が4,800円、不活化ワクチンは1回当たり1万2,000円、2回の自己負担となるものであります。黒川医師会においてもこの標準単価を基本といたしまして委託契約を調整をしている状況でございます。

定期接種に関する周知につきましては、広報やホームページでお知らせするほか、その定期接種の対象となる方に対しまして4月中に個別の案内文書と予診票を送付す

る予定といたしております。

次に、8、任意接種に対する助成事業の取扱いについてでございますが、今年度から実施している予防接種費用の助成事業については、対象者の一部を変更の上、継続して実施するものでございます。対象者は、定期接種の対象に該当する方を除き、現行どおり50歳以上の方を対象とするものであります。町の助成額につきましても、現行どおり、それぞれのワクチンごとの助成額、回数に変更はございません。予防接種を受けた後に、町に領収書を添えて申請していただき、内容審査後に助成を行う償還払助成となります。令和7年度の定期接種対象者は、現時点で65歳到達者が325人、経過措置の年齢区分の対象者も含めた合計については、1,483人となるものであります。

定期接種の説明は、以上でございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明をいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書3ページ、3、歳出をお願いをいたします。

4款1項2目予防費でございます。10節は、定期接種の対象者に送付いたします説明書と予診票の印刷費用でございます。

11節は、予診票の郵便料金となるものです。

12節は、定期接種に係る町負担分として医療機関に対して支払う委託料でございますが、接種率を定期接種対象者の10%と見込んでおりまして、生活保護受給者分も含め、接種費用を計上いたしましたものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で、議案第47号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議 長 （今野善行君）

日程第18、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、議案書5ページ、同意第1号、あわせまして関係資料、同意第1号関係をご準備をお願いいたします。

令和7年3月24日に任期任務満了を迎える現職の委員の後任といたしまして、後藤良春氏を選任することにつきまして、同意をお願いするものでございます。これまでの職歴、役職歴等々につきましては、関係資料をご覧をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で、同意第1号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

討論については、先例第87に基づき省略します。

これから同意第1号を採決します。この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名で投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に11番渡辺良雄君、12番槻田雅之君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は反対とします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異常ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

立会人から、異常なしと報告がありましたので、異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名をお読みしますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

11番渡辺良雄君及び12番槻田雅之君に開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 15票

反対 0票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

議 長 （今野善行君）

日程第19、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第129条の第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和7年大和町議会3月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後4時38分 閉 会